

議案第 95 号

一般職職員給与条例の一部を改正する条例

令和 2 年 11 月 27 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

令和 2 年 10 月 7 日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものです。

## 一般職職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（期末手当に関する特例）

第10条 令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における第26条において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）新旧対照表  
 （一般職職員給与条例の一部を改正する条例第1条による一部改正）

改正案	現行
<p>（期末手当）            第20条 （略）            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100            （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80            （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60            （4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（期末手当）            第20条 （略）            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100            （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80            （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60            （4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>

一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）新旧対照表  
 （一般職職員給与条例の一部を改正する条例第2条による一部改正）

改正案	現行
<p>（期末手当）            第20条 （略）            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100            （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80            （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60            （4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（期末手当）            第20条 （略）            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100            （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80            （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60            （4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 （略）</p>

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第10号）新旧対照表  
（一般職職員給与条例の一部を改正する条例附則第2条による一部改正）

改正案	現行
<p>附 則 第1条～第9条（略） <u>（期末手当に関する特例）</u> 第10条 <u>令和2年12月1日から令和3年3月31日までの間における第26条において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。</u></p>	<p>附 則 第1条～第9条（略）</p>